

平成26年4月1日

## 白翔中学校いじめ防止基本方針

白老町立白翔中学校

### I 白翔中学校いじめ防止基本方針策定と組織の設置

本校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本法」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、協働体制を確立し、教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、法第13条に基づき、国の基本方針、道及び町の基本方針を参考にして、本校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的方向や、取組の内容等を「白翔中学校いじめ防止基本方針」として定める。

#### 2 いじめ防止等に向けた組織づくり

本校は、法第22条に基づき、いじめの防止・早期発見の対策を講ずるとともに、重大事態発生時対応のため、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(1) いじめの防止・早期発見の対策を講ずるため、「生徒指導対策委員会」を設置する。

①生徒指導対策委員会は、教頭、生徒指導主事、指導部、担任及び養護教諭をもって組織する。  
(必要に応じて、該当学年主任、スクールカウンセラーを含める)

②生徒指導対策委員会は、以下の業務を行う。

- ・いじめ防止基本方針の策定、改訂
- ・いじめ防止基本方針の教職員への周知徹底
- ・本校いじめ対策の保護者、地域への啓蒙
- ・生徒指導事例研修会(いじめ防止研修会)の実施
- ・現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての協議
- ・重大事態以外のいじめ解決に向けた対策の協議

③生徒指導対策委員会は、「取組評価アンケート」を実施し、常に取組等の見直しに努める。

(2) 重大事態もしくはその疑いがあるいじめが発生した場合には、「いじめ防止等対策委員会」により、その全容の解明と速やかな解決にあたる。

①いじめ防止等対策委員会は、当該いじめの関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

②そのため校内にあっては、校長、教頭、生徒指導主事、該当担任、該当学年主任、養護教諭をもって組織する。

(必要に応じて、スクールカウンセラー、学校評議員を含める)

- ③また外部委員会として、教育委員会を中心とした協力を要請する。  
(スクールソーシャルワーカー、支援センター支援員、警察、児童相談所等)

## II いじめの防止等に関する取組

本校は、「生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができる学校づくり」を目標にいじめの防止等の取組を進め、その取組の成果を測る指標として、以下の項目を設定する。

- ☆ いじめアンケートにある「いじめはどんな理由があっても許されない」と回答する生徒100%を目指す取り組みの推進
- ☆ いじめ事案の未然防止と、迅速・丁寧・誠実な対応に努めるため、事案解消率100%を継続する取組の推進

### 1 いじめの未然防止

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、人間関係力の素地を養い、いじめが起こりにくい環境をつくるため、道徳教育及び体験活動(含む野外体験活動)の充実・推進に努める。
- (2) 生徒自身が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、学校全体の共通指導の下、思いやりの心や生命の尊重の態度を育む指導に努める。
- (3) 生徒一人ひとりを大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動の確立と受容的雰囲気づくり及び規律を大切にする学級経営の実践に努める。
- (4) いじめ防止等に資する生徒の自主的な活動を促進するとともに、生徒・保護者及び地域社会に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深める啓発等に努める。
- (5) 町教委が行う「心の教育強調月間(5月、2月)」への積極的参加に努める。
- (6) いじめの防止等に関する活動への積極的参加に努める。(標語、メッセージコンクール等)

### 2 いじめの早期発見

- (1) 学校全体で、日常的に生徒の様子や行動を観察することにより、生徒のサインを見逃すことのない積極的な生徒理解に努める。
- (2) いじめの実態を適切に把握するために、アンケートや生徒との面談等による定期的な調査、その他の必要な措置を講ずることなど、教育相談体制の充実に努める。
- (3) 「北海道児童生徒ネットワークコミュニケーション見守り活動」に基いた、ネットパトロールを

行い、問題となる情報を発見した場合には、迅速かつ適切な対応に努める。(情報モラル教育の確立及び徹底に努める。)

(4) いじめ相談窓口を明らかにし、生徒や保護者がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる校内体制の整備に努める。

(5) 町教委等が行う各種調査(「いじめ実態調査」、「いじめ状況調査、対応状況調査」、「いじめ問題への取組状況調査」)との連携に努める。

### 3 教員の指導力向上及び人的配置の有効活用

(1) 生徒指導教諭加配の有効活用に努める。

(2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの有効活用に努める。

(3) いじめ防止等のための教職員の資質向上のための「教職員研修」に努める。

(4) 小中校種間(白翔中学校区)の連携強化に努める。

(5) 町教委等主催の研修会への積極的参加に努める。

### 4 いじめに対する措置

(1) 生徒がいじめを受けていると分かった時は、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

①いつでも、どこでも、誰にでも相談できる体制の確立と点検及び整備

②いじめを受けた生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援

③いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者への助言

④全体(学年・学級、部活動、遊び仲間等)の問題として、生徒への指導

⑤いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる

(2) インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて当該生徒の指導を行う。

(3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、警察との連携を図る。

### 5 家庭や地域との連携

(1) 保護者が生徒の教育について、第一義的責任を負うものであり、いじめを許さないなどの規範意識を養う指導をより適切に行うため、家庭との連携強化に努める。

(2) 生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合も多いことから、地域社会の取組や行事への積極的な参加を促す。

## 6 関係機関との連携

(1) 学校も含めて生徒の日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくために、子どものかかわる学校関係団体の地域組織（虎杖浜地区青少年育成連絡協議会、竹浦青少年健全育成委員会、萩野北吉原青少年育成連絡協議会）や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進める。

(2) いじめの事案解決にあたっては、学校による対応の範囲を超える場合は、状況に応じて行政機関や専門機関との速やかな連携が図られるよう、日頃からの関係づくりに努める。

## 7 学校評価の活用

(1) 学校評価項目に「いじめの未然防止及び早期発見」が位置付けられ、適切に取組まれているのか生徒、保護者・地域社会による評価の活用に努める。

(2) 評価により取組の継続・見直しを図り、適切な対応に努める。

## 8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺等を企図した場合等）。また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時をいう。

（年間30日以上欠席を目安とする。一定期間連続して欠席している場合などは迅速に着手）さらに、生徒の保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てのあった時。

(2) 重大事態への対応は、本校主体の調査Ⅰ-2-(2)により重大事態もしくはその疑いがあると判断した場合は、校長の判断の下すぐに学校の設置者（教育委員会）に報告し、指導・支援を仰ぎ対処する。また、町長への報告は、教育委員会を通じ速やかに行う。

(3) 全校生徒、保護者、マスコミへの対応

### ①全校生徒への対応

学年集会、全校集会を実施し、該当生徒のプライバシーに配慮しつついじめの事実を説明し、解決に向けての協力の要請、また傍観的な生徒に対する指導等を行い、いじめの速やかな解決と再発防止を図るとともに、生徒の不安を払拭し落ち着いた学校生活を回復させる。

## ②保護者への対応

### ア 保護者への情報提供

#### < 目的 >

- ・保護者に正確な情報を伝えることで、憶測に基づくうわさが広がることを防ぐ。
- ・学校と保護者との協力関係を維持する。

#### < 方法 >

- ・保護者向け文書を発行し、事実や学校の対応、今後の予定、また、保護者が生徒に対し適切に接することができるように、生徒への接し方や校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報などを適宜知らせる。
- ・PTA役員会を開催し、保護者の代表としての立場からいべきことは言ってもらい、その上で、協力できるところは協力を仰ぐ。

### イ 保護者会の開催

- ・保護者会（全校か当該学年だけかの判断）を開くつもりでの早目の判断。ただし、事実の説明については、あらかじめ被害者（本人、保護者）の意向を確認する。
- ・スクールカウンセラーなどの協力を得、保護者会ではスクールカウンセラーなどから心のケアについて講話（心理教育）をお願いする。
- ・保護者会終了後は、保護者の不安に対応できるよう、教師やカウンセラーなどが細やかな対応にあたる。

## ③マスコミへの対応

### ア 情報発信では、外部に出せるものは何かを明確にし、保護者・生徒、マスコミへの説明はズレが生じないように注意する。

～発生事実の概要、対応の経過、今後の予定などを整理する～

この場合、文書で示すことのできるもの、口頭で伝えるもの、質問があってから説明するものなど分けておき、あいまいな対応は避ける。

### イ 担当は教頭に一元化する。（保護者や外部からの問い合わせを含む）

### ウ いじめの事実を公表するにあたっては、あらかじめ被害者及びその保護者から了解を取り、その意向を尊重し進める。

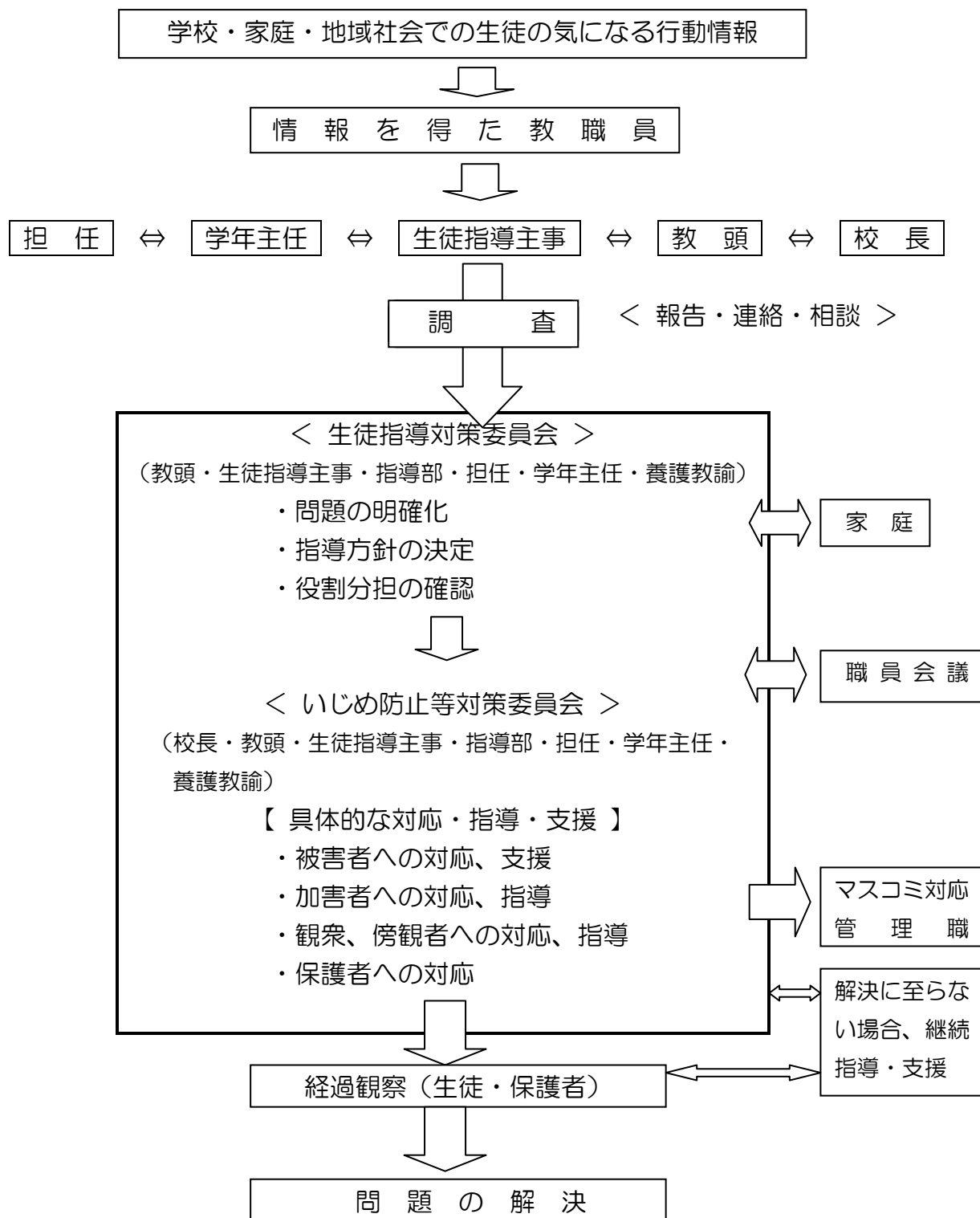
### エ マスコミからの個別の問い合わせは、教育委員会と連携し対処する。

### オ 取材が集中する何日間かは、記者会見での対応も考慮する。

### カ 記者会見等の準備は、教育委員会にサポートを要請し、同席又は司会進行等などの協力を仰ぐ。また、会見者は複数名用意することとする。

### キ 場合によっては、記者会見にスクールカウンセラーなどの同席を求め、心のケアについても説明することがある。ただし、実施の可否はスクールカウンセラーなどが判断する。

## いじめ問題等への組織的対応図



### 【 関係機関との連携 】

- ・胆振教育局 ・白老町教育委員会 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
- ・道立教育研究所 ・警察署 ・児童相談所 ・いじめ電話相談 ・子ども課 ・健康福祉課
- ・青少年センター ・児童民生委員 ・家庭裁判所 ・人権擁護委員会 等